

新旧対照表

● 貸金庫規定(一般/カード方式)			
	改定前	改定後	備考
	<p>7.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。</p>	<p>7.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。</p>	<p>下線部追加 貸金庫規定(カード方式)の通番は8</p>
	<p>15.(規定の改定) 本規定は、当行の都合で変更し、または全部を廃止することがあります。この変更等については、当行ホームページへの掲載、当行国内本支店の窓口での掲示等により告知いたします。告知された変更日以降は、変更後の内容が適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p>	<p>15.(規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</u></p>	<p>下線部変更 貸金庫規定(カード方式)の通番は17</p>